

## <自動車リサイクル法施行後>

### 状況

- 以下の理由で、所有者が島内の民有地や空地に使用済自動車を放置していた
- ・ 従前役場が集積所を用意し島外搬出しており、住民の使用済自動車に対する“撤去・適正な業者への引渡し”の意識が低かった
  - ・ 島内に関連業者がおらず、処理は高額との住民意識を変えることが出来なかった

### 離島対策事業実施後

- ・ 施行前より放置されていた車両に加え、法施行後も継続して放置が続き、竹富町の5離島で500台近くの使用済自動車が確認され、課題となっていた

町が呼びかけた結果、公民館長が中心となり、撤去計画を立案

**島内放置車両の一斉撤去を実施**

## <放置車両対策の実施>

### 課題と対策

| 課題  | 対策の骨子  | 内容  |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 逆有償時代の意識が根強く残り、島に車両が滞留</li> <li>⇒ 島内で取りまとめる人がおらず、逆有償時代の意識転換がなされていなかった</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島内で核となる人を育成</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館長を中心に、使用済自動車のリサイクルに関する意識を向上し、放置車の一斉撤去を実施</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自走が不可能な車両が多く、島内輸送、船船の手配が個人では困難だった</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市況に左右されず、島の使用済自動車を扱ってくれる業者で、且つ、重機・船を手配できる業者を選定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いくつかの選択肢の中から、各島の要望・条件を満たす事業者を選定し、撤去に繋げた</li> </ul>     |

### 実績

- ・ 町内3離島で一斉撤去を実施し220台の車両を適正に処理した
- ・ その他離島に残された210台についても21年度までに撤去実施の予定

【一斉撤去実績】

|      | 保有台数  | 一斉撤去概要 |           |     | 撤去台数 | 放置車撤去率 |
|------|-------|--------|-----------|-----|------|--------|
|      |       | 放置台数   | うち所有者不明車両 |     |      |        |
| 竹富島  | 250   | 39     | 35        | 39  | 100% |        |
| 黒島   | 200   | 104    | 94        | 104 | 100% |        |
| 波照間島 | 450   | 77     | 70        | 77  | 100% |        |
| その他  | 1,968 | 210    | 180       | 0   | 0    |        |
| 町内全体 | 2,868 | 430    | 379       | 220 | 51%  |        |

### 波照間島での撤去作業

島内至るところから撤去



崩れた車両も含め77台



施行前の放置車両も併せて撤去



バージ船による輸送



### 竹富町担当者の話

- ・ 町内および県内の他離島での一斉撤去の取組みを参考に、町内で最難関であった波照間島での対策を実施することができた
- ・ 今後は、使用済自動車を放置できない環境を整備することが必要
- ・ 全住民が問題意識を持ち且つ支援事業を利用できるよう、継続して自動車リサイクル法、離島対策支援事業について周知を行っていく

### 公民館長の話

- ・ 地区にとっての負の遺産を一掃した
- ・ 今回を教訓として、放置を許さない環境作りを継続していくことが重要

### 関連事業者の話

- ・ 住民の協力があって、使用済自動車の一斉撤去が実施できた
- ・ スクラップの市況が好調であったため費用負担は最低限で済んだが、今後は、使用済自動車が自走可能なうちに、引取を実施していきたい